

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 高圧ガス保安法施行令の一部改正

一 適用除外

1 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「高圧法」という。）第三条第一項第五号の政令で定める種類の自動車は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であつて、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものとすること。

（第二条第二項関係）

2 高圧法第三条第一項第五号の政令で定める装置は、原動機（道路運送車両法第四十一条第一項の技術基準に適合するものに限る。）及び燃料装置（当該技術基準に適合するものに限る。三において同じ。）とすること。

（第二条第三項関係）

二 認定高度保安実施者の認定の有効期間

高圧法第三十九条の十七第一項の政令で定める期間は、五年とすること。ただし、高圧法第三十九条

の十三の認定（その更新を含む。）を受けた者が、当該認定に際し、保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させるものとして経済産業省令で定める特に高度な仕組みを有し、かつ、保安の確保の方法が経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものであると認められた場合は、七年とすること。

（第十条の二関係）

三 政令で定める検査

高压法第四十九条の四の二の政令で定める検査は、道路運送車両法第五十九条第一項の新規検査等の一部として行われる燃料装置の検査とすること。

（第十条の三関係）

四 都道府県又は指定都市が処理する事務

高压法第五十六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）等に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事又は指定都市の長が行うこととすること。

（第十八条第二項第三号及び第六号関係）

五 権限の委任

高压法第五十六条第五項において準用する同条第一項等の規定による経済産業大臣の権限は、産業保

安監督部長が行うものとすること。

（第十九条第一項第一号及び第四号関係）

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 ガス事業法施行令の一部改正

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十四条の五第一項（同法第七十一条の三、第八十四条の三及び第一百四条の三において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、七年とすること。

（第五条関係）

第三 電気事業法施行令の一部改正

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十五条の六第一項の政令で定める期間は、七年とすること。

（第四十一条関係）

第四 関係政令の整備

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号。以下「法」という。）の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこと。

（第四条から第十条まで関係）

第五 附則

この政令は、法の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行すること。